公益社団法人
諫早大村法人会

法人会だより

第56号
平成30年９月１日発行

発行所／公益社団法人 諫早大村法人会　諫早市東本町5-17 ねむの木ビル２階　TEL 0957-22-8479
印刷所／諫早印刷株式会社

平成29年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀作品

ごあいさつ

公益社団法人 諫早大村法人会 会長　**宮　﨑　清　彰**

まだまだ暑い日が続いておりますが、会員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当会の運営に対しまして格別のご理解、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

諫早大村法人会は公益社団法人へ移行して６年目となりますが、税知識の普及、納税意識の高揚等に努めて税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的として活動しております。

昨年度は、平成31年10月に予定されている、消費税率10％への引き上げと軽減税率制度の導入についての税務研修会を３回行い、その周知に努めました。

また、青年部会においては独自の企画により、屋外における親子体験型の租税教室を初めて実施し、200名を超える参加者を得るとともに、その成果を今年度の「全国青年の集い岐阜大会」において発表する予定です。

更に、女性部会においては、税に関する絵はがきコンクールを７年間継続して行っており、その内容を年々充実させております。

今年度も、青年部会、女性部会の活動とともに次ページに記載しておりますように、税務研修会、経営セミナーの開催に努め、会員の皆様のニーズにお応えできるような活動を積極的に進めて参ります。

つきましては、会員の皆様方をはじめ、広く会員以外の皆様方にもお役に立ちたいと考えておりますので、会員の皆様のご理解ご支援を切にお願い申し上げますとともに、役員の皆様をはじめ、税務ご当局並びに関係機関の皆様には今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、会員企業の皆様の益々のご発展とご健勝を心より祈念いたします。

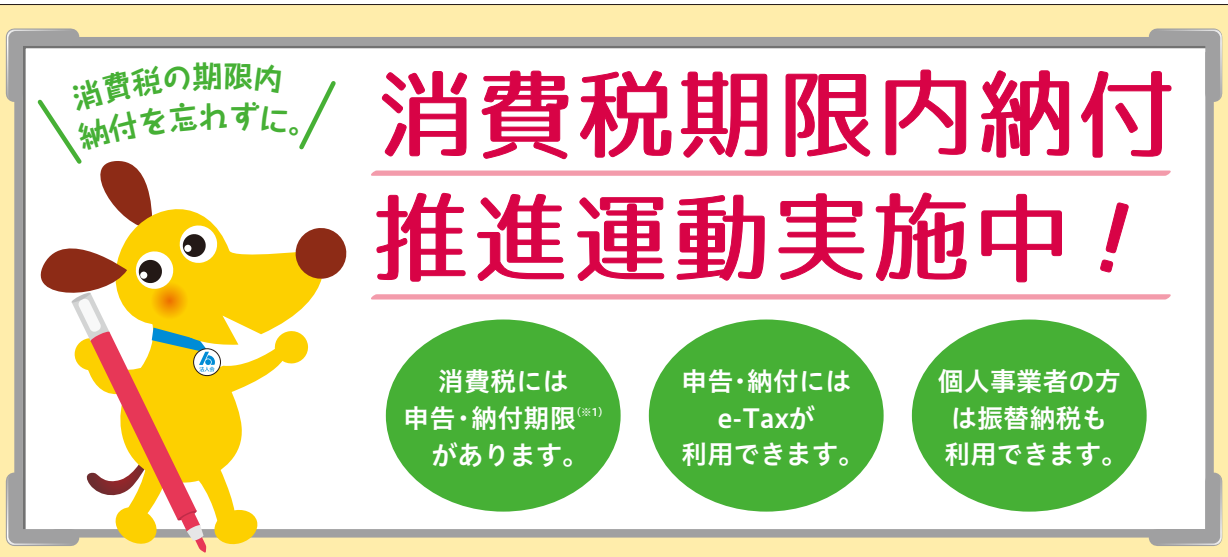

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告１回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年４回(確定申告１回、中間申告３回)
48万円超400万円以下	年２回(確定申告１回、中間申告１回)
48万円以下	年１回(確定申告１回、中間申告不要)(※4)

法人会

※1　法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2　基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3　地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4　直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

平成30年度行事予定

日　時	行　事　内　容	場　所
８月28日㈫ 14：00～15：30	リスクマネジメント（役員責任対策）セミナー （第１回） 「企業における役員個人に対する 損害賠償請求の現状とその対処法」 講師：弁護士　加藤美香保 氏	諫早市 ホテルグランドパレス諫早
８月29日㈬ 10：30～12：00	リスクマネジメント（役員責任対策）セミナー （第２回） 「企業における役員個人に対する 損害賠償請求の現状とその対処法」 講師：弁護士　加藤美香保 氏	大村市 長崎インターナショナルホテル
９月13日㈭ 17：00～19：00	クラウド会計セミナー（第１回） 講師：㈱ＳＭＬコンサルティング　白垣　裕崇 氏 ㈱マネーフォワード　中村　亮 氏	諫早市 ホテルグランドパレス諫早
９月14日㈮ 13：00～15：00	クラウド会計セミナー（第２回） 講師：㈱ＳＭＬコンサルティング　白垣　裕崇 氏 ㈱マネーフォワード　中村　亮 氏	大村市 長崎インターナショナルホテル
10月２日㈫ 10：00～12：00	10・11・12月決算法人説明会 講師：諫早税務署　法人課税担当官	諫早市 諫早税務署別館２階会議室
10月17日㈬ 14：30～16：00	消費税軽減税率説明会（第１回） 講師：諫早税務署　法人課税担当官	諫早市 ホテルグランドパレス諫早
10月18日㈭ 10：00～12：00	新設法人説明会 講師：諫早税務署　法人課税担当官	大村市 長崎インターナショナルホテル
10月18日㈭ 14：30～16：00	消費税軽減税率説明会（第２回） 講師：諫早税務署　法人課税担当官	大村市 長崎インターナショナルホテル
11月21日㈬ 14：30～16：00	消費税軽減税率説明会（第３回） 講師：諫早税務署　法人課税担当官	諫早市 ホテルグランドパレス諫早
11月22日㈭ 14：30～16：00	消費税軽減税率説明会（第４回） 講師：諫早税務署　法人課税担当官	大村市 サンスパ大村会議室
12月11日㈫ 10：00～12：00	１・２・３月決算法人説明会 講師：諫早税務署　法人課税担当官	諫早市 ホテルグランドパレス諫早
平成31年 １月～３月	新春講演会	大村市内で開催予定

法人会の活動状況

第６回定時総会

第６回定時総会は平成30年５月23日㈬に諫早市のホテルグランドパレス諫早において開催されました。

宮﨑会長挨拶の後議事へ進行し、平成29年度事業報告及び決算報告と役員選任案がそれぞれ承認されました。また、平成30年度の事業計画及び収支予算についての報告がありました。また、表彰式では、７名の方が全法連より功労者表彰を受賞されました。

続く総会記念講演会では、「映画監督しどろもどろ　～映画作りの１から10まで話します～」という演題で、映画監督　森義隆氏により講演が行われ、多くの皆様にご参加頂きました。

決算法人説明会

平成29年４月～平成29年12月　全５回
講師：諫早税務署法人担当官

新設法人説明会

平成29年11月
講師：諫早税務署法人担当官

経営セミナー

平成29年11月15日
村田経理事務所　横尾淳一氏
『伸びる会社は必ず知っている
今の経営に必要な“数字”とは』

平成29年９月７日・８日
エフアンドエム　原賀祐磨氏
『５年先も安定経営　会社の稼ぐ力を
最大限引き出す３つの方法』

消費税軽減税率制度説明会

平成29年10月～平成29年11月　全３回
講師：諫早税務署法人担当官

新春講演会

平成30年２月22日
志ネットワーク　上甲　晃氏
『自分から変わる勇気』

経営セミナー（平成30年度）

平成30年７月18日　諫早市
「雇用トラブル対策セミナー」
社会保険労務士　赤澤　将氏

平成30年７月19日　大村市
「雇用トラブル対策セミナー」
社会保険労務士　赤澤　将氏

租税教室及び絵はがきコンクール（女性部会）

平成29年12月７日～平成30年１月26日
諫早市：小栗小学校、上山小学校
大村市：萱瀬小学校、旭が丘小学校

租税教室　諫早市

租税教室　大村市

絵はがきコンクール　応募説明

絵はがきコンクール　作品審査会

絵はがきコンクール　優秀作品表彰

作品展示：諫早税務署確定申告会場
イオン大村店

全国女性フォーラム山梨大会

第13回法人会全国女性フォーラム山梨大会が４月12日アイメッセ山梨において開催されました。『輝こう！　名峰富士のもと～今を創る女性の力～』を、キャッチフレーズに、全国から1600名の会員が集い盛大に開催されました。当日12日は戦国の武将、武田信玄公の命日で、開催地甲府市内では、その遺徳を偲んで武田二十四将の騎馬行列等華やかに盛大な行列が行われていました。

オープニングは山梨県らしく“富士山”の合唱から始まり、第１部の記念講演は、元ＮＨＫアナウンサーで日本トレッキング協会会長の、国井雅比古さんの『小さな旅と私～人との出会いと発見～』というテーマで講演をされました。自分が癌と云う病気になり、人との関わり方が違ってきた事、人それぞれが、日々を大切に生きて！　普段の何気ない事がとても大切！　だという事や、趣味のトレッキングのお話をお聞きしました。

第２部は、大会式典が行われ、山梨県女連協会長神宮寺昭子様の歓迎の挨拶に始まり、国税庁次長兼長官心得藤井様始め、国税庁、東京国税局、県知事、市長、各友誼団体、厚生事業協力会社の多くのご来賓の皆様方のご列席のもと、ご来賓の方々のご挨拶、主催・主管の方々の挨拶に続き活動報告等が有り、最後に「『人は石垣、人は城』の言葉通り信玄公は人の絆を大切にしました。私達女性部会も、お互いに交流を深め、法人会活動を通じて適正・公正な税負担のもと、安心して暮らせる日本の未来を切り開いていこうではありませんか」という宣言のもと、次回開催県の富山県へと大会旗が伝達されました。

第３部は懇親会で、恒例のアトラクションなどがありました。今回の山梨県は、飛行機で東京まで行き、それから、♪あずさ２号で～♪では無いですけど、あずさに乗り換え、少し遠いな！　と感じましたが、近い将来リニアモーターカーが運行するそうで東京～山梨間が25分で行けるようになるとお聞きしました。凄い時代になってきたなと思い、今年も有意義な全国大会に参加させて頂いたことに感謝し、又法人会女性部会の圧倒的なパワーを諫早大村法人会女性部会の皆様にも、この大会の皆様の元気とパフォーマンスをお伝えし、より多くの皆様にこの体験をして頂きたいと思いました。

諫早大村法人会女性部会
小　野　由利子
中　島　寿美子

平成30年分の給与の源泉徴収事務

平成30年から変わる事項　配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

〔改正前〕
※配偶者特別控除について居住者の所得制限あり

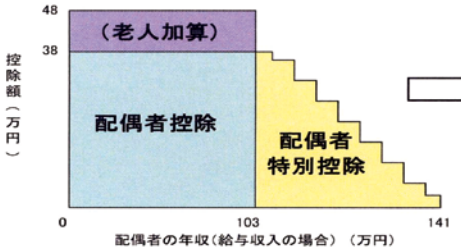

〔改正後〕
※配偶者控除及び配偶者特別控除について居住者の所得制限あり
（図は居住者の合計所得金額が900万円以下の場合）

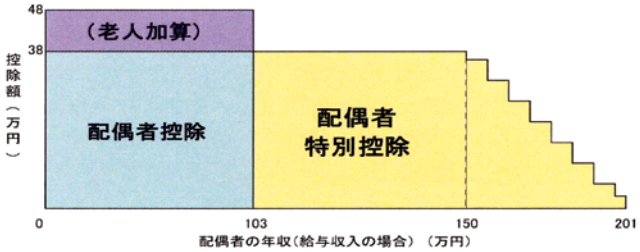

【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		居住者の合計所得金額（給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額）			【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下（1,120万円以下）	900万円超 950万円以下（1,120万円超 1,170万円以下）	950万円超 1,000万円以下（1,170万円超 1,220万円以下）	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超　85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超　90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超　95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超　100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超　105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超　110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超　115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超　120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超　123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

（注）　合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。